

## ＝住宅用火災警報器を設置しましたか？＝

既存住宅は、平成23年5月31日までに設置しなければなりません。

北秋田市では毎年30件前後の火災が発生し、毎年のように火災によって尊い生命が奪われ、今年も逃げ遅れから一人の方が犠牲になりました。

万が一火災が発生してしまった場合には、「早く気づいて、早く逃げること。」が最も大事なことです。

熱や煙を感知して、ブザーや音声、光で火災を知らせる住宅用火災警報器は、人命を守るために必要なもので、設置の義務があります。

実際に市内で設置した住宅では、火災警報器により難を逃れた奏功事例があります。

事例：鷹巣地区で未明に発生した火災で、二階で就寝中の家族が火災警報器の音で目を覚まし、一階で就寝中の父親を外へ連れ出して一命を取り留めた。

その他にも、「台所でコンロに鍋をかけたまま離れ、火災警報器の音で気が付き、鍋を焦がしただけで済んだ。」という話は数件報告されています。

尊い人命はもちろん、大事な財産の被害を少なくするために、早めに住宅用火災警報器を設置しましょう。

北秋田市では、自治会等で共同購入した場合に、引き続き「住宅用火災警報器設置推進補助金交付」事業を行っており、補助金を交付しておりますので、どうぞご利用下さい。

また、購入に当たっては、NS（日本消防検定協会）マーク付きの安全な製品を選びましょう。

お問い合わせ・ご相談は

北秋田市消防本部・消 防 署	62-1119
消防署森吉分署	72-3119
消防署阿仁分署	82-2119
消防署合川分署	78-2119